

吸収分割に係る事後開示書面  
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号  
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2022 年 12 月 1 日  
株式会社 I Kホールディングス  
株式会社アイケイ

2022年12月1日

## 吸収分割に係る事後開示事項

名古屋市中村区上米野町四丁目 20 番地  
株式会社 I Kホールディングス  
代表取締役 飯田 裕

名古屋市中村区上米野町四丁目 20 番地  
株式会社アイケイ  
代表取締役 中島 靖隆

株式会社 I Kホールディングス(2022年12月1日付で株式会社アイケイから商号変更。以下、「I Kホールディングス」といいます。)は2022年7月14日付で株式会社アイケイ(2022年12月1日付で「株式会社アイケイ分割準備会社」から商号変更。以下、「アイケイ」といいます。)との間で締結した吸収分割契約(以下、「本件吸収分割契約」といいます。)に基づき、2022年12月1日を効力発生日として、I Kホールディングスを吸収分割会社、アイケイを吸収分割承継会社とする吸収分割(以下、「本件吸収分割」といいます。)を行いました。本件吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2022年12月1日

#### 2. 吸収分割会社における法定手続の経過

##### (1) 株主の差止請求にかかる手続の経過

本件吸収分割において、会社法第784条の2の規定に基づき、吸収分割会社に対して本件吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

##### (2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

吸収分割会社は、会社法第785条第3項及び4項の規定に従い2022年10月27日付で、吸収分割会社の株主に対し、本件吸収分割を行う旨ならびに吸収分割承継会社の商号及び住所を電子公告により公告いたしました。株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

##### (3) 新株予約権買取請求の手続の経過

吸収分割会社において、新株予約権買取請求の対象となる新株予約権は存在しない

ため、会社法 787 条の規定による手続は実施しておりません。

(4) 債権者の異議の手続の経過

吸収分割会社は、会社法 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に従い 2022 年 10 月 27 日付官報及び電子公告において、その債権者に対し、本件吸収分割に対する異議申述公告を行いました。申述期限までに異議申述を行った債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求にかかる手続の経過

本件吸収分割において、会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本件吸収分割の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

吸収分割承継会社の株主は I Kホールディングス 1 社のみのため、会社法第 797 条の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して株式買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 債権者の異議の手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2022 年 10 月 27 日付の官報により、債権者に対して本件吸収分割についての異議申述の公告を行いました。本件吸収分割に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知っている債権者は存在しないため、吸収分割承継会社は、知っている債権者に対する各別の催告を行っておりません。

4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日である 2022 年 12 月 1 日をもって、吸収分割会社から本件吸収分割契約の定めに従い、セールスマーケティング事業にかかる資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更登記をした日

本件吸収分割に関する I Kホールディングス及びアイケイの変更登記は 2022 年 12 月 6 日に行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上